

## 日田彦山線復旧会議 要綱

### (目的)

第1条 平成29年7月九州北部豪雨により被災した日田彦山線（添田駅～夜明駅間）について、福岡県、大分県、東峰村、添田町、日田市、九州旅客鉄道株式会社（以下「JR九州」という。）が連携し、日田彦山線を復旧するための方策を検討し、実施するため会議を設置する。

### (名称)

第2条 この会議は日田彦山線復旧会議という。

### (構成)

第3条 会議は次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 福岡県知事、大分県知事
- (2) 東峰村長、添田町長、日田市長
- (3) JR九州代表取締役社長

### (議長)

第4条 会議を統轄するため議長1人を置き、JR九州代表取締役社長である委員をもってあてる。

- 2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

### (業務)

第5条 会議は、第1条の目的のため、次の業務を行う。

- (1) 日田彦山線を鉄道で復旧するための方策に関する検討
- (2) 日田彦山線の継続的な運行の確保に関する検討
- (3) その他会議の目的の達成に必要な事項に関する検討

### (会議)

第6条 会議は、議長が必要と認めたときに招集する。

- 2 委員は、議長に対し議題を示して会議の招集を要請することができる。
- 3 会議は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (検討会)

第7条 会議に検討会を置く。

- 2 検討会は、会議の付議事項について、協議を行う。
- 3 検討会は次の各号に定める委員をもって組織する。
  - (1) 福岡県、大分県 担当部長
  - (2) 東峰村、添田町、日田市 市町村長が指名する者
  - (3) JR九州 担当役員

- 4 検討会を統轄するため会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 検討会は、必要に応じて検討会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 6 会長は、検討会の協議内容について会議に報告する。

(事務局)

- 第8条 会議の事務を円滑に処理するため、福岡県企画・地域振興部交通政策課、大分県企画振興部観光・地域局交通政策課、J R九州総合企画本部経営企画部に事務局を置く。
- 2 事務局を統括するため事務局長を置き、J R九州総合企画本部経営企画部担当部長の職にある者をもってあてる。
  - 3 事務局長は、会議及び検討会に出席し、発言することができる。
  - 4 事務局長は、議長及び会長の命により議事進行を行うことができる。

附則 この要綱は平成30年4月4日から施行する。